保険証が変わります

現在使用しておられる被保険者証（保険証）は、平成30年3月31日で有効期限がきれ、以降無効となりますので、必ず保険証の更新を受けてください。

更新時期は、平成30年3月中旬から3月末日までの間です。

所属支部から更新の手続きの通知がありますが、新しい保険証は旧証と引き換えにお渡しいたしますので、期間内に手続きしてください。また、保険証は１人に１枚交付しているため、ご家族全員分の更新が必要です。

住所変更、就職、出産、転職等により異動があった場合は、直ちに所属支部へ届け出てください。

組合員資格調査のお願い

今月中頃に郵送します「組合員資格調査」は加入資格の適正化を図るための重要な調査ですので、必ずご回答をくださいますようお願いします。

私たちの国保組合は国民健康保険法や組合規約で厳格に定められた建設業に従事する者で組織された公法人です。法律等を遵守することにより、多額の国庫補助金が交付されています。万一、組合員資格のない者が加入されておられますと、補助金の返還に止まらず、所属団体にも責任が及ぶことにもなりかねません。

何卒、今回の調査に組合員各位のご理解とご協力を重ねてお願いします。

なお、この資格調査は国保法、規約に基づいて実施します。もし、提出を拒んだり、放置されますと現在の組合員資格が確認出来ないため、職別国保の資格を継続することが難しくなりますのでご注意ください。

また、調査票等は所属支部へ提出となりますので、ご不明な点がありましたら所属支部までご連絡ください。

【調査目的】組合員（被保険者）の資格の適正化

【調査対象】平成29年12月末現在在籍の組合員

【提出書類】「組合員資格調査票」・「添付書類」

【提 出 先】所属支部

詳しくは郵送します書類をご確認ください。

※この調査で取得した個人情報は、法律に基づき適切に管理し、当組合の事業目的以外に使用することはありません。

組合員資格の適用の適正化について

職別国保に加入できる人

○　現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
○　規約に定める母体組合に所属されている人
○　住民票が規約に定める地区内※（地域）にある人
㊟　ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）
●京都府：府内全市町村　●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域　●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市　●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域　●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市　●三重県：伊賀市

健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

○　個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
○　個人事業所で従業員を５人以上雇用する事実に至ったとき
○　法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
◇　上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
㊟　厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

○　転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
○　所属の母体組合を脱退したとき
○　社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
◇　上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

届出書や申請書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

平成28年１月からマイナンバーの利用開始に伴い、届出書や申請書には12桁のマイナンバーの記載が必要になりました。また、届出書などを提出する際には、各届出に必要な添付書類に加え「マイナンバー確認書類（個人番号通知カードの写し等）」と「組合員の本人確認書類（運転免許証の写し等）」の添付も必要です。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合

●本来加害者が支払うべきもの

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりしたときは、被害者に重大な過失がない限り、かかった医療費は本来加害者が負担するべきものです。

しかし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれないときなど、さしあたっての病院への支払いに困ることになります。こういう場合、被害者の保険を使って治療を受けてもいいことになっています。

●必ずすみやかに職別国保へ届け出を

保険で診療を受けたときは、加害者が負担するべき医療費を組合が一時立て替えているわけで、組合はあとで加害者または自賠責保険・任意保険の事業機関に対し、立て替えた医療費を請求しなければなりません。

そのため、第三者の行為による傷病の治療に保険を使ったときは、できるだけすみやかに組合へ届け出てください。また、組合から第三者行為に係る書類が届いたら、必ず期限内に返送してください。

●示談の前に必ず相談を

保険で立て替えた医療費については、被害者と加害者の間で勝手に示談することはできないことになっています。また、交通事故などでは、後遺障害の危険もあり、安易な示談は禁物です。治療に保険を使ったときは、必ず示談の前に組合に相談してください。

※交通事故ではどんな小さな事故でも、必ず警察に届けましょう。

国保だより147号　同封物のお知らせ

□「2018年健康カレンダー」を同封しています。

毎月変わる心の健康情報（ストレス改善アドバイス、こころを整えるマインドフルネスなど）が掲載された癒しの健康カレンダーを同封しておりますので、心の健康づくりにお役立てください。

□「メタボじゃなくても放っておかないで！（パンフレット）」を同封しています。

生活習慣病は少し検査値が悪くなった程度では目立った症状がでません。生活習慣病を放置していると徐々に体が蝕まれ、気づいた時には重症化してしまっています。転ばぬ先の杖として、「健診⇒早期発見⇒治療」のサイクルを回して今の健康状態の維持・向上に努めましょう。

□「受動喫煙の怖さをご存知ですか（パンフレット）」を同封しています。

「受動喫煙」は自分の意思に関係なく、他人が吸うたばこの先から出てくる煙や吸った人が吐き出す煙を吸わされることを言います。喫煙は喫煙者ご本人だけでなく、まわりにいる大切な人にも悪影響を及ぼします。おもいきって、禁煙に取り組んでみてはいかがでしょうか。

□「半日ドックキャンペーンのご案内（京都工場保健会）」を同封しております。

※ キャンペーン期間は平成30年１月～３月です。